

＜別紙＞外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業等実施要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>社援基発0328第2号 平成31年3月28日 第1次～第<u>5</u>次改正 (省略) 第<u>6</u>次改正 <u>社援基発1117第1号</u> <u>令和7年11月17日</u></p>	<p>社援基発0328第2号 平成31年3月28日 第1次～第<u>4</u>次改正 (省略) 第<u>5</u>次改正 <u>社援基発1009第1号</u> <u>令和6年10月9日</u></p>
<p>各都道府県介護保険主管部（局）長 殿</p>	<p>各都道府県介護保険主管部（局）長 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 (公印省略)</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 (公印省略)</p>
<p>地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について</p>	<p>地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について</p>
<p>「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日 医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2（11）「外</p>	<p>「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日 医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2（11）「外</p>

国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」、(26)「外国人介護人材研修支援事業」、(27)「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び(33)「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県庁内関係部局（外国人介護人材担当）、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙1 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業
実施要綱

別紙2 外国人介護人材研修支援事業実施要綱

別紙3 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱

別紙4 外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱

別紙1～4 (略)

国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」、(25)「外国人介護人材研修支援事業」、(26)「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び(32)「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県庁内関係部局（外国人介護人材担当）、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙1 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業
実施要綱

別紙2 外国人介護人材研修支援事業実施要綱

別紙3 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱

別紙4 外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱

別紙1～4 (略)